

国道7号新発田拡幅事業における鉛及びふっ素の検出について

平成26年2月14日
新潟国道事務所

新潟国道事務所では、国道7号の新発田市街地における慢性的な交通渋滞の緩和及び沿道地域の振興活性化を図ることを目的として、新発田市中曾根～同市小舟町（延長0.9km）の道路拡幅（4車線化）事業を実施しております。

今回、土壤汚染対策法に基づき調査を実施した結果、土壤汚染対策法による基準値を上回る「鉛」及び「ふっ素」が一部土壤から検出されましたのでお知らせします。

1. 土壤調査を実施した土地
新潟県新発田市中曾根地先

2. 土壤調査結果
「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（H24年8月 環境省）」により土壤汚染対策状況調査を行いました。
調査結果は以下の通りです。

1) 汚染物質

○溶質基準

- ・鉛 Max 0.024mg/L（基準溶出量0.01mg/L以下）
- ・ふっ素 Max 1.3mg/L（基準溶出量 0.8mg/L以下）

○含有基準

- ・鉛 Max 950mg/kg（基準溶出量150mg/kg以下）

2) 汚染範囲

- ・鉛 521m²
- ・ふっ素 187m² ※内187m²は鉛及びふっ素の重複
- 合計 521m²（※重複箇所を除く面積）

3. 今後の調査及び対策について
新潟県のご指導を受けながら、適切な対策を行う予定です。

4. 周辺への影響
今後、新潟県が実施する周辺の地下水調査の結果を踏まえ、新潟県のご指導を受けながら適切な対策を行う予定です。

【新潟県の公表資料は別紙のとおりです。】

お問い合わせ先
新潟国道事務所
工務第一課 横山
TEL 025-246-7756（直通）
FAX 025-246-7759

【別紙】

新潟県報道資料



新潟県

平成26年2月14日
県民生活・環境部環境対策課
福祉保健部生活衛生課
農林水産部農産園芸課

新発田市中曽根町地内における鉛及びふっ素による土壌汚染について

北陸地方整備局新潟国道事務所から、新発田市中曽根町地内において実施した土壌調査の結果、鉛及びふっ素が土壌汚染対策法の基準値を超えて検出された旨、新発田地域振興局（環境センター）に報告がありました。

汚染の概要及び県の対応は次のとおりです。

1 概要

- (1) 調査地点：新発田市中曽根町地内
- (2) 試料採取日：平成25年12月3日
- (3) 基準超過状況

有害物質の種類	土壌溶出量	基準値
鉛	0.013 ～ 0.024 mg/L	0.01 mg/L
ふっ素	1.0 ～ 1.3 mg/L	0.8 mg/L

有害物質の種類	土壌含有量	基準値
鉛	290 ～ 950 mg/kg	150 mg/kg

2 県の対応

- ・周辺に、水道水源がないことを確認しました。
- ・周辺の飲用井戸の有無の把握及び周辺の井戸所有者への飲用指導を新発田市に要請しました。
- ・農業用井戸所有者への注意喚起を新発田市及びJAに要請しました。
- ・周辺の井戸の設置状況を確認の上、地下水調査を実施し、周辺における汚染の状況を確認します。

(参考)

○ 鉛

1 健康への影響

- ・疲労、頭痛、関節痛、胃腸障害、中枢神経障害、末梢神経障害を及ぼすといわれている。

2 用途

- ・鉛蓄電池、ハンダ、合金原料、電線被覆、顔料、銃弾、プラスチック安定化剤等に使用

○ ふっ素

1 健康への影響

- ・高濃度のふっ素を含む水の摂取によって斑状歯が発生するほか、ふっ素沈着症が生じる。

2 用途

- ・金属の研磨やステンレスの洗浄目的で使用

本件についてのお問い合わせ先
環境対策課環境保全係 [担当] 野沢
(直通) 025-280-5154 (内線) 2712
生活衛生課水道係 [担当] 坂井
(直通) 025-280-5208 (内線) 2677
農産園芸課 [課長補佐] 吉川
(直通) 025-280-5809 (内線) 2922